

厚生労働大臣 田村 憲久殿

(FAX:03-3592-5934)

2月22日付け、大阪地方裁判所「平成26年(行ウ)第288号、平成28年(行ウ)第47号、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件」判決に対し控訴しないでください

本年2月22日、大阪地方裁判所第2民事部は、生活保護基準引下げ違憲処分取消を求めた原告42名全員に対し、私たちが求めた国賠は認めませんでした。処分を取り消す勝訴判決を言い渡しました。

厚生労働大臣は、この判決を真摯に受け止め処分庁である12自治体に対して控訴しないように指導してください。

※ 12自治体…①大阪市(住吉区・東成区・平野区・大正区・淀川区・住之江区・西成区・生野区・港区)、②豊中市、③吹田市、④東大阪市(東大阪西・東大阪中)、⑤守口市、⑥枚方市、⑦堺市(美原区・堺区・南区)、⑧高槻市、⑨寝屋川市、⑩門真市、⑪松原市、⑫岸和田市

2021年 月 日

住所 _____

名前 _____

私の一言

いのちのとりで裁判全国アクション／生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会(略称;引き下げアカン!大阪の会)／連絡先〒558-0011 大阪市住吉区苅田 5-1-22 きょうされん大阪支部内:電話(06)6697-9144 FAX(06)6697-9059